

源泉所得税の改正のあらまし



日豪租税条約改正関係



平成 20 年 12 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、日豪両国間で「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約」(以下「新条約」といいます。)の外交上の公文交換が行われ、新条約は平成 20 年 12 月 3 日に発効し、源泉所得税については平成 21 年 1 月 1 日から適用開始されることになりました。

この新条約は、現行の日豪租税条約(以下、「現行条約」といいます。)の規定を全面的に改め、両国における課税関係を明確化したものとなっています。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 20 年 12 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 新条約では、投資所得(配当、利子、使用料)に対する源泉地国における課税が減免されました。

相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

		改 正 前	改 正 後	
配 当	親子会社間配当	15%	直接持株割合 80%以上で 一定の要件を満たす場合	免税
			直接持株割合 10%以上	5%
	上記以外の配当		10%	

(1) 現行条約では、配当に対する源泉地国における限度税率は 15%とされています。

(2) 新条約では、配当の源泉地国における限度税率は、親子会社間配当については、次の要件イを満たす場合は 5%、さらに、要件ロを満たす場合は源泉地国において免税とされました。また、親子会社間配当以外の配当については 10%とされました。

- イ 配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上を直接に所有する法人が配当の受益者である場合
- ロ 配当を支払う法人の議決権のある株式の 80%以上を、配当の支払を受ける者が特定される日とその末日とする 12 ヶ月間を通じて直接に所有し、かつ、次の i から iii のいずれかに該当する法人が受益者である場合
 - i 日本又はオーストラリアの居住者である公開法人
 - ii i に該当する 5 以下の法人により株式の議決権等の 50%以上を直接又は間接に所有されている法人
 - iii 当該配当について条約の特典を受けることにつき源泉地国の権限ある当局の認定を受けた法人

また、日本における課税所得の計算上支払配当を控除できる内国法人によって支払われる配当については、(2)にかかわらず、配当を支払う法人が有する資産のうち日本国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される割合が 50%を超える場合には限度税率は 15%、その他の場合には 10%とされました。

【利子】

	改正前	改正後
利子	10%	10% (政府、金融機関等が受け取る利子は免税)

- (1) 現行条約では、利子に対する源泉地国における限度税率は 10%とされています。
- (2) 新条約においても源泉地国における限度税率は 10%となっていますが、利子の受益者が次に掲げるものである場合には、源泉地国において免税とされます。
 - イ 相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体、政府機能を遂行するその他の機関又は日本銀行若しくはオーストラリア準備銀行
 - ロ 利子の支払者と関連しない金融機関であって、当該利子の支払者と全く独立の立場で取引を行うもの
 - ハ 日本については国際協力銀行又は独立行政法人日本貿易保険、オーストラリアについては輸出金融保険公社又はフューチャーファンドの投資を管理する公的機関
 - ニ 上記以外の類似の機関で、両国政府の外交上の公文の交換により随時合意するもの

【使用料】

	改正前	改正後
使用料	10%	5%

- (1) 現行条約では、使用料に対する源泉地国における限度税率は 10%とされています。
- (2) 新条約では、使用料については源泉地国における制限税率は 5%とされました。また、対象となる使用料から、「産業上、商業上又は学術上の設備」の使用料が除かれました。

【適用手続等について】

その支払を受ける配当、利子、使用料について新条約の適用を受けるためには、平成 21 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書(免税とされる場合は、特典条項に関する付表(添付書類を含みます。))を添付する必要があります。)を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 一定の投資所得など源泉地国免税とされる所得につき、日豪租税条約の特典を受けるためには、条約の相手国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。

- (1) 現行条約では、受益者が相手国の居住者であれば、条約の特典(租税の減免等)を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができます。
- (2) 新条約では、投資所得等に対する源泉地国免税の範囲を拡大したことから、第三国居住者が形式的に相手国の居住者となることによる条約の特典の濫用が懸念されます。このため、事業所得、配当、利子及び譲渡収益(以下「特典条項対象所得」といいます。)に関して条約の免税の特典の適用を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。

特典条項の基本的な考え方は次のとおりです。

- イ 条約の相手国の居住者である個人、適格政府機関、一定の年金基金、一定の公開法人及び一定の非公開法人等は、「適格者」として特典条項対象所得について特典を受けることができます(適格者基準)。
- ロ 「適格者」に該当しない相手国の居住者であっても、その相手国内で事業を行っており、特典条項対象所得がその事業に関連し又は付随して取得される場合(その居住者が他方の締約国において行う事業からその特典条項対象所得を取得する場合には、その事業とその居住者の居住地国における事業とが実質的に関連する場合に限り)には、特典条項対象所得について特典を受けることができます(能動的事業基準)。
- ハ イ又はロのいずれにも該当しない相手国の居住者であっても、条約の特典を不正に享受することを主要な目的としてその相手国の居住者となったものでないと源泉地国の権限のある当局が認定した場合には、特典条項対象所得について特典を受けることができます(権限のある当局による認定)。

3 新条約では、役員報酬に関する規定が変更されました。

- (1) 現行条約では、法人の役員報酬については給与所得に関する規定が適用され、原則としてその役員の居住地国でのみ租税を課することができます。
- (2) 新条約では、法人の役員報酬については、その法人の居住地国において租税を課することができることとされました。

4 新条約では、教授等に関する規定が廃止されました。

- (1) 現行条約では、2年を超えない期間大学等の教育機関で教育又は研究を行うため日本を訪れるオーストラリアの教授等は、その間教育又は研究に関して取得する報酬について日本における租税が免除されます。
- (2) 新条約では、この規定が廃止されました。ただし、新条約適用時点で現行条約の特典を受けている教授等は、その特典の続く限り現行条約の適用を受けられる経過措置が設けられました。

5 新条約では、匿名組合契約に関する規定が設けられました。

- (1) 現行条約では、匿名組合契約から生ずる所得の取扱いに関する規定は設けられていません。
- (2) 新条約では、匿名組合契約から生ずる所得については、我が国の法令に従って源泉徴収を行うこととされました。

6 租税条約の両締約国において異なる課税の取扱いを受ける事業体を通じて、両締約国にまたがって所得が取得される場合の取扱いに関する規定が整備されました。

- (1) 一方の締約国の事業体が、所得の源泉地国である他方の締約国から所得を取得する場合において、その他方の締約国ではその事業体を納税義務者として取り扱うが、その事業体の居住地国においてはその事業体の構成員を納税義務者として取り扱うといったことが起こり得ます。この場合には、他方の締約国においてその事業体が納税義務者として課税されるにもかかわらず、その事業体の居住地国においては、その事業体は納税義務者とされないことから、その事業体は、租税条約上の居住者に該当せず条約の特典を受けられないこととなります。
- (2) 新条約においては、上記のように日本国とオーストラリアにおいて異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて所得が取得される場合には、その所得を取得する事業体の居住地国における課税上の取扱いを基にして、源泉地国における課税にも一定の範囲で租税条約の特典が適用されるよう、次のとおり条約の適用関係に関する規定が整備されました。
- イ 源泉地国である一方の締約国から居住地国である他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体の居住地国においてその事業体の構成員が納税義務者とされる場合（構成員課税）には、源泉地国においてその事業体が納税義務者とされる時（団体課税）であっても、その所得のうち、他方の締約国の居住者である構成員が取得する部分については条約の特典が適用されます。
- ロ 源泉地国である一方の締約国から居住地国である他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体の居住地国においてその事業体が納税者とされる場合（団体課税）には、源泉地国においてその事業体が構成員課税を受ける事業体であっても、その所得には条約の特典が適用されます。
- ハ 源泉地国である一方の締約国から両締約国以外の国の事業体を通じて所得が取得され、居住地国である他方の締約国においてその事業体の構成員が納税義務者とされる場合（構成員課税）には、源泉地国においてその事業体が納税義務者とされる時（団体課税）であっても、その所得のうち、他方の締約国の居住者である構成員が取得する部分については条約の特典が適用されます。
- ニ 源泉地国である一方の締約国から両締約国以外の国の事業体を通じて所得が取得され、他方の締約国においてその事業体が納税義務者とされる場合（団体課税）には、その所得については条約の特典は適用されません。
- ホ 源泉地国である一方の締約国からその国の事業体を通じて所得が取得され、他方の締約国においてその事業体が納税義務者とされる場合（団体課税）には、その所得については条約の特典は適用されません。

7 新条約は、源泉所得税に関するものについては、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

新条約は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 21 年 1 月 1 日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 21 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 21 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

(注) 日本の源泉徴収がされない所得に対する租税に関しては、平成 21 年 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署又は税務相談室（電話相談センター）におたずねください。



この社会あなたの税がいきている